

岐阜県公報

号 外 (一) 平成二十二年 八月 四 日

目 次

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課)

ページ
一

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、八幡都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画 区域	日 時	場 所	関 係 市
八 幡	平成二十二年八月三十 日（月）午後六時から	郡上市八幡町島谷 二二八 郡上市八幡防災セ ンター	郡 上 市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、郡上市建設部都市住宅課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十二年八月四日

平成二十二年八月五日（木）から同年八月十九日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで 四 公述の申出方法 1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年八月十九日（木）までに千五〇〇―八五七。岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。 2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。 3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。 4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。 五 公聴会に関する問い合わせ先 岐阜県都市建設部都市政策課（電話〇五八―二七二―一 内線三七五五）又は郡上市建設部都市住宅課 六 その他 公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。 公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。 別記一 一 都市計画の目標 本区域では、郡上市総合計画におけるめざすべき将来像を都市づくりの基本理念として、この実現に向けた都市計画の方針を次のとおり示す。 1 訪ねたいまち郡上 2 輝きたいまち郡上 3 住みたいまち郡上 二 地域ごとの市街地像（まちづくりのイメージ） 本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。			<table><tr><td>地域区分</td><td>おおむねの位置</td><td>目指すべきまちづくりのイメージ</td></tr><tr><td>吉田川周辺に形成される商業</td><td>郡上八幡のシンボルエリア</td><td></td></tr></table>			地域区分	おおむねの位置	目指すべきまちづくりのイメージ	吉田川周辺に形成される商業	郡上八幡のシンボルエリア																
地域区分	おおむねの位置	目指すべきまちづくりのイメージ																								
吉田川周辺に形成される商業	郡上八幡のシンボルエリア																									
三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無 本区域では、次の理由により区域区分を定めない。 1 人口は減少傾向にあり、市街地が周辺を山地に囲まれた平地部に形成されていることから、市街地拡大の可能性は低いと考えられること。 2 東海北陸自動車道の四車線化や（仮称）濃飛横断自動車道の整備により、新たな産業立地が予想されるが、インターチェンジ周辺の工業系市街地内に未利用地が残っていることから、現在の市街地で十分に吸収できるものと考えられること。 3 中心市街地においては、防災面の課題に対して不燃化・耐震化の促進や都市基盤の充実を図る必要はあるものの、都市基盤の充実に向けて、道路や下水道等の整備が計画的に進められていること。 4 自然的環境を浸食すると思われる将来プロジェクト等の計画がないこと。 四 主要な都市計画の決定の方針 1 土地利用に関する方針 （一）住居系 吉田川を挟んだ中心商業地周辺の既成市街地を旧住宅地と位置づけ、生活基盤整備等、住環境の改善を図る。 日常買回り品等の商業施設の立地を許容し、良好な住環境を備えた住宅地を形成する。 小野・中坪及び五町地区等の土地区画整理事業により整備された住宅地を新住宅地と位置づけ、良好な住環境の維持・向上を図るとともに、低未利用地の計			<table><tr><td>商業地</td><td>地</td><td>となる中心商業地</td></tr><tr><td>幹線道路沿道</td><td></td><td>自動車社会に対応した沿道サービス型商業地</td></tr><tr><td>中心商業地を取り囲む住宅地</td><td></td><td>中心商業地とともに郡上八幡らしさを演出する住宅地</td></tr><tr><td>小野、中坪及び五町地区</td><td></td><td>土地区画整理事業による新住宅地</td></tr><tr><td>市街地周辺の住宅地</td><td></td><td>自然豊かな農村型集落地</td></tr><tr><td>工業地</td><td>国道一五六号沿い、郡上八幡インターチェンジ周辺等</td><td>幹線道路沿いを中心とした観光型工業地</td></tr><tr><td>緑地等</td><td>市街地の中心を貫く吉田川沿いや市街地を取り囲む山林</td><td>市街地に潤いをもたらす緑地等</td></tr></table>			商業地	地	となる中心商業地	幹線道路沿道		自動車社会に対応した沿道サービス型商業地	中心商業地を取り囲む住宅地		中心商業地とともに郡上八幡らしさを演出する住宅地	小野、中坪及び五町地区		土地区画整理事業による新住宅地	市街地周辺の住宅地		自然豊かな農村型集落地	工業地	国道一五六号沿い、郡上八幡インターチェンジ周辺等	幹線道路沿いを中心とした観光型工業地	緑地等	市街地の中心を貫く吉田川沿いや市街地を取り囲む山林	市街地に潤いをもたらす緑地等
商業地	地	となる中心商業地																								
幹線道路沿道		自動車社会に対応した沿道サービス型商業地																								
中心商業地を取り囲む住宅地		中心商業地とともに郡上八幡らしさを演出する住宅地																								
小野、中坪及び五町地区		土地区画整理事業による新住宅地																								
市街地周辺の住宅地		自然豊かな農村型集落地																								
工業地	国道一五六号沿い、郡上八幡インターチェンジ周辺等	幹線道路沿いを中心とした観光型工業地																								
緑地等	市街地の中心を貫く吉田川沿いや市街地を取り囲む山林	市街地に潤いをもたらす緑地等																								

画的宅地化を検討する。

国道一五六号及び(都)稲成上小野線等の主要幹線道路を混在型住宅地と位置づけ、沿道等は生活密着型の商業立地を許容し、周辺は低層住宅地と中層住宅地を適正に配置する。

主要幹線道路の背後地を専用型住宅地とし、良好で快適な住環境の維持向上を図る。

(二) 商業系

吉田川を挟んだ中心商業地は、従来の商業基盤をベースに、観光・商業機能の集積により商業機能の高度化を図るとともに、施設の近代化やソフトの充実を図る。

まちなみづくり町民協定等により景観形成を誘導し、郡上八幡らしさにあふれた商業地を形成する。

点在する手工業を中心とした伝統工業は観光要素として活用する。

(都)稲成上小野線の沿道は、沿道サービス型商業地の誘導を図る。

(三) 工業系

郡上八幡インターチェンジ周辺及び国道一五六号沿道は新たな産業立地が考えられるため、市街地開発事業を行った区域に集約された工業地が形成されるよう配慮する。

国道二五六号沿道の東町は、居住環境等に配慮し、住商共存地区とする。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

東海北陸自動車道の四車線化が白鳥インターチェンジまで完了し、広域交通ネットワークの充実が図られたため、今後は、(仮称)濃飛横断自動車道(地域高規格道路濃飛横断自動車道)の整備を促進する。

市街地内における慢性的な渋滞を解消するため、幹線道路の機能強化や交通環境の改善により交通の円滑化を図る。

都市計画道路の未整備区間については、国道一五六号及び(都)稲成上小野線等の主要幹線道路を市街地内環状道路の確立に向け、早期整備を促進する。

長良川鉄道は、駅舎及びその周辺を住民の憩いの場として機能強化を図り、鉄道の利用増進を図る。

広域間交通を高速バス、地域間交通を路線バス、地域内交通を郡上八幡コミ

ユニティバスとしてそれぞれを位置付ける。

交通結節拠点となるバスターミナルが殿町に整備されていることから、更なる有効活用を図る。

(二) 下水道及び河川

下水道の整備は、ほぼ完了しているため、今後は整備済下水道への接続を推進する。

河川については、治水や砂防整備を推進すると共に、自然環境や生態系に配慮した環境の改善を図る。

親水広場や遊歩道の配置といった親水性を高める工夫を施し、緊急度に応じた河川改修を推進し、安全で快適な住環境の形成を図る。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 中心市街地など古くからの城下町としての風情ある街並みについては、現在の市街地形態を継承しつつ、町並み景観に配慮したまちなみづくり町民協定等による建物誘導を図る。

(二) その他の市街地については、既に土地区画整理事業により良好な市街地が形成されているため、その環境の維持・向上を誘導する。

(三) 区域東部の用途地域外において事業が進められている初納土地区画整理事業、および区域南部の国道一五六号沿道においては、良好な居住環境の創出に向けて地区計画等の導入を検討する。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

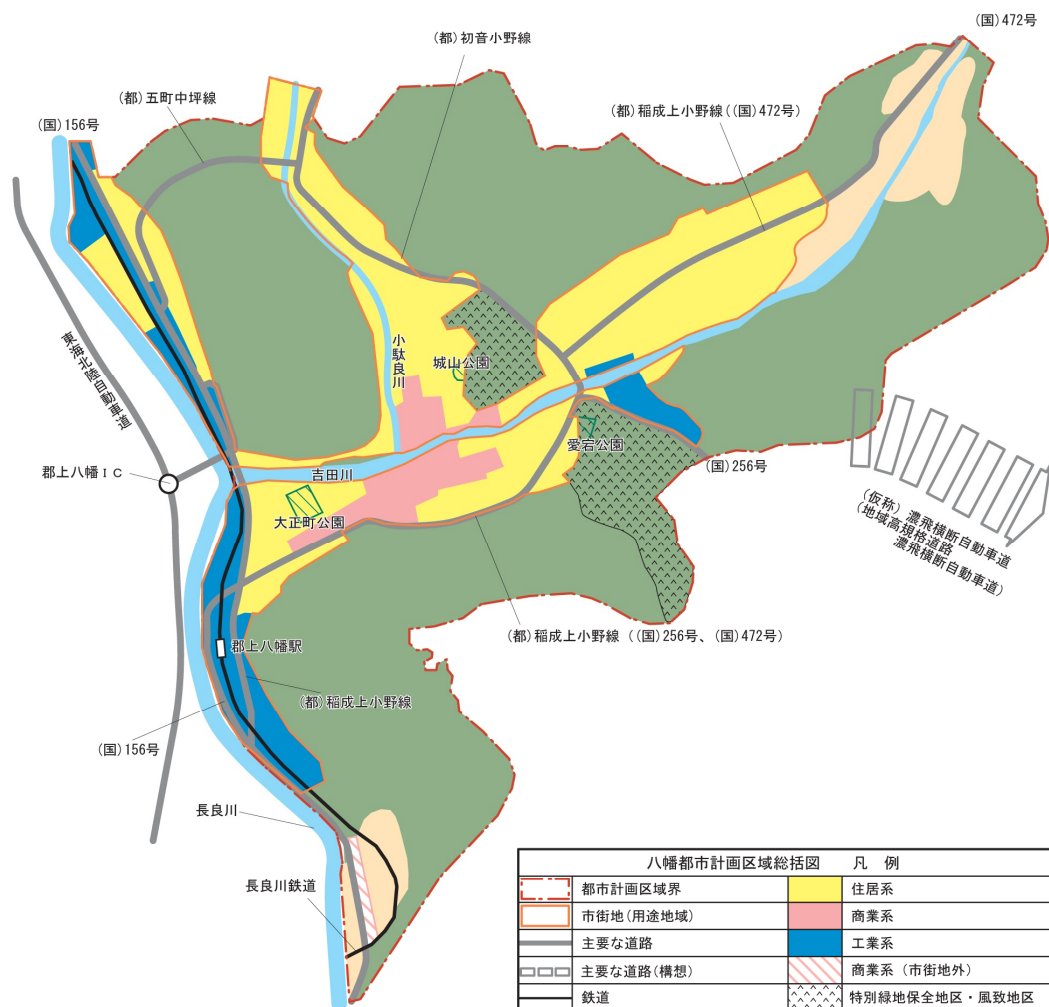
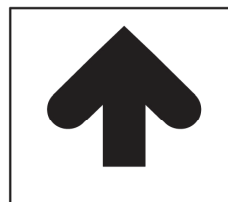
(一) 山林や農地は、農林業の生産の場としてだけでなく、水源のかん養や土砂の流出防備といった防災機能や、野生生物の生息の場として重要な役割を担っているため、その維持・保全を図ります。

(二) 良好な自然環境の保全及び維持を図り、吉田川や小駄良川の自然環境を活かした親水空間や緑地空間の形成を図る。

(三) 都市計画公園と併せて郡上八幡の特性とも言える「城下町」、「おどり」、「水」の三要素を表現したボケットパークや遊歩道、親水空間の整備を推進する。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

八幡都市計画区域 総括図



八幡都市計画区域総括図 凡 例	
	都市計画区域界
	市街地(用途地域)
	主要な道路
	主要な道路(構想)
	鉄道
	主要な河川
	主要な公園・緑地等
	住居系
	商業系
	工業系
	商業系(市街地外)
	特別緑地保全地区・風致地区
	その他(農地、集落地)
	その他(森林他)

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。

- ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合
(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
- ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成 22 年 8 月 4 日付けで岐阜県公報に登載された八幡都市計画区域マスタープランの都市計画変更案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

（ふりがな）

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- （注） 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

。岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、海津都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画 区域	日 時	場 所	関 係 市
海 津	平成二十二年八月二十九日（日）午前十時から	海津市平田町今尾五五七番地 海津市役所平田庁舎 一階大会議室	海 津 市

二 公聴会において意見を聴こつとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、海津市建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年八月五日（木）から同月十九日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年八月十九日（木）までに千五。〇―八五七。岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。 3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。 4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。 五 公聴会に関する問い合わせ先 岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八―二七二―内線三七五）又は海津市建設部都市計画課 六 その他 公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。 公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。 別記一 一 都市計画の目標 本区域における都市づくりの基本理念を「魅力あふれる心のアシス都市」とし、都市づくりの目標を次のとおり設定する。 1 地域の魅力を活かし、活力を育む土地利用の推進 2 機能的で暮らしやすい都市施設の整備 3 暮らしやすい市街地・集落の整備 二 地域ごとの市街地像（まちづくりのイメージ） 本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。					
地域区分	おおむねの位置	目指すべきまちづくりのイメージ	にぎわい活性化ゾーン	自然豊かな地域、大規模な公園・レクリエーション施設の	観光・交流の拠点となる地域
都市機能拠点	市役所周辺	行政サービスの拠点となる地域	新都市機能促進ゾーン	主要な幹線道路沿道	住宅、店舗、沿道サービス施設、工場の集積を図る地域
市街地再生ゾーン	鉄道駅周辺、商業施設立地地域	市街地機能の集積を図るべき地域			

ン	整備された地域等	域
ン	池沼・河川周辺、水郷地域	河川環境を活用した交流拠点
ン	農地保全・集落整備ゾーン	農業の拠点となる地域
ン	森林保全・活用ゾーン	緑の保全、レクリエーション、環境教育の場として整備・充実を図る地域
	養老山地	

三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無 本区域では、次の理由により区域区分を定めない。 1 平成十二年から人口の減少が始まり、今後とも減少傾向が続くものと想定され、都市化の傾向が低く、今後の土地需要は現況の宅地内において十分対応可能であり、個別開発に伴う都市的土地利用の拡大の可能性は低いと考えられること。 2 本区域内に点在する既存集落地域では、道路等未整備部分を計画的に整備し良好な集落環境を形成することが望まれているが、都市計画と集落整備計画との整合を図ることにより、良好な集落環境を形成することが可能であること。 3 著しい都市化はみられず、特筆すべき開発計画もないため、今後も開発等による急速な自然環境の喪失はないと考えられること。 四 主要な都市計画の決定の方針 1 土地利用に関する方針 (一) 住居系 既存住居の集積が高い市街地再生ゾーンを主に位置付けるとともに、新都市機能促進ゾーン及び農地保全・集落整備ゾーン内の集落区域にも位置づける。 (二) 商業系 主として新都市機能促進ゾーンに位置づけるとともに、市街地再生ゾーンにも位置づける。 (三) 工業系 工業系土地利用としてのエリアの配置はしないが、大規模な工業用地需要に対しては既存の工場適地、農村地域工業等導入促進地区及び岐阜県土地開発公社によって計画が進められている工業団地等での対応が可能になると想定される。	
--	--

他の小規模なものについては、営農環境との調整を図りつつ新都市促進ゾーンに立地を促す。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

本区域は、東海大橋をはじめとする各橋梁が広域的な幹線道路網の要となっているため、今後も増え続ける交通量への対応と安全性の向上を目指し、また、本区域内外との広域的な交通の利便性の更なる向上に向け、新橋の架橋をはじめ幹線道路網の整備を推進するとともに、本区域の北西部を通過するよう計画されている(都)東海環状自動車道へのアクセス路の整備及びスマートインターチェンジ等の誘致を推進する。

日常生活の利便性、安全性の向上を目指し体系的な道路ネットワークづくりを進める。

養老鉄道、名阪近鉄バス及びコミュニティバスの利便性の確保を図るほか、観光施設への集客とスムーズな交通処理についての施策を検討する。

(二) 下水道及び河川

未整備地区における整備を促進し、整備率の向上を図る。

揖斐川・長良川等について、排水機の排水容量増強等による内水排除対策や河川改修等の治水対策事業及び環境整備を推進する。

(三) その他

廃棄物処理について、現有施設の適正な維持管理と計画的な施設整備に努める。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 市街地の圧力が小さいため、市街地開発事業等による新たな宅地等の整備は行わない。

(二) 市街地整備の計画は当面ないものの、必要に応じて土地利用規制・誘導策となる地区計画等の導入を検討する。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

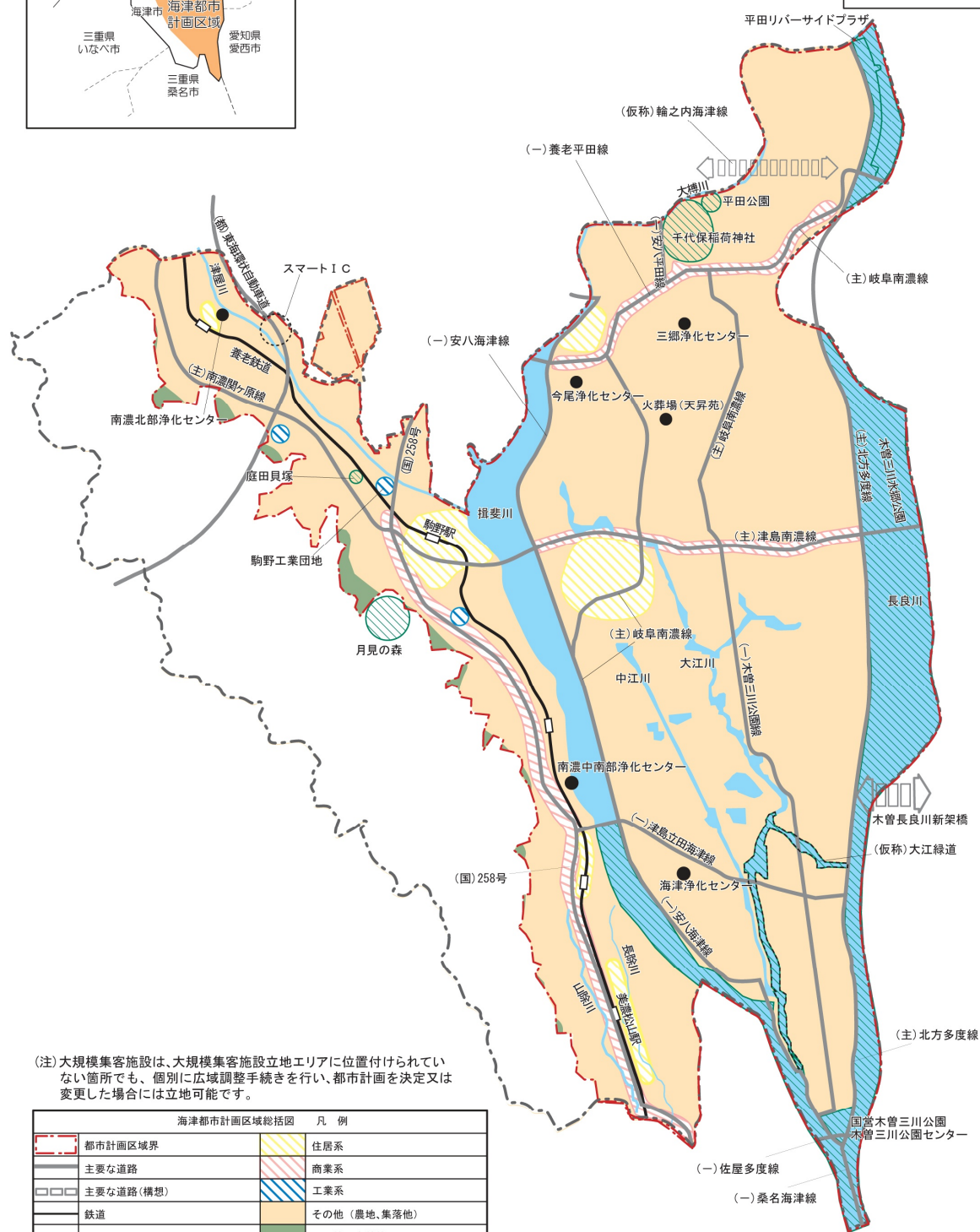
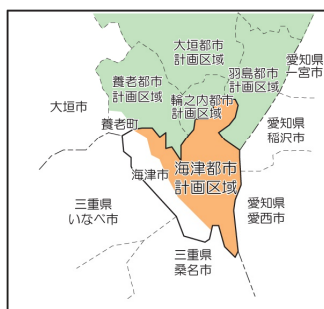
(一) 養老山地と長良川・揖斐川に囲まれた豊かな田園や里山により、すばらしい農村景観が形成されており、これら自然環境の保全に努める。

(二) 国営木曽三川公園の機能充実を図るとともに、街区公園・近隣公園等について適宜整備を行う。

(三) 大江山周辺の池沼周辺区域及び津屋川等良好な自然環境を有する地域について

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

風致公園、風致地区等の指定を検討し、環境の保全に配慮した整備を推進する。



(注)大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置付けられていない箇所でも、個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合には立地可能です。

海津都市計画区域総括図		凡 例
	都市計画区域境界	住居系
	主要な道路	商業系
	主要な道路(構想)	工業系
	鉄道	その他(農地、集落地)
	主要な河川	その他(森林地)
	主要な公園・緑地等	
	その他主要な都市施設	

別記二

公述申出書

平成 22 年 8 月 4 日付けで岐阜県公報に登載された海津都市計画区域マスタープランの都市計画変更案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所
(ふりがな)
氏 名
TEL
印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

。岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、輪之内都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 町
輪之内	平成二十二年八月二十九日（日）午後三時から	安八郡輪之内町四郷二五三〇番地一輪之内町役場二階中会議室	輪之内町

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、輪之内町建設課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年八月五日（木）から同月十九日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年八月十九日（木）までに千五。〇―八五七。岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

沿道複合ゾーン			主要な幹線道路沿道			ちづくり		
行政ゾーン			役場周辺			イメージ		
地域区分			おおむねの位置			目指すべきまちづくりのイメージ		

二

地域ごとの市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

一

都市計画の目標

本区域の都市づくりを進めていく上での課題を解決するため、豊かな自然と輪文化を受け継ぐまち「輪之内」を都市づくりの基本理念とし、以下に示す目標を設定してまちづくりを進める。

1

誰もが住みやすい安全・安心なまちづくり

2

活力ある産業展開をはかるまちづくり

3

豊かな自然と文化の息づくまちづくり

4

参加と協働の思いやりあるまちづくり

三

区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1

今後、人口は横這いか減少が見込まれ、工業は事業所数、従業者数、製造品出荷額いずれも近年減少傾向がみられ、商業についても大型商業施設等の出店は想定されず、今後も都市化の傾向が低いため、新たな都市的土地利用の拡大の可能性は低いと考えられること。

2

本区域内に点在する既存集落地域では、道路、公園、下水道等都市基盤の計画的な整備により、良好な集落環境を形成することが望まれるが、市街地を形成するには至っておらず、特筆すべき開発計画もないため、今後も開発等による著しい自然環境喪失の可能性は低いと考えられること。

四

主要な都市計画の決定の方針

1

土地利用に関する方針

（一）住居系

点在する農村集落では、今後もゆとりある住環境の保全と整備に計画的に取り組み、秩序ある市街地の誘導を目指す。

（二）商業系

（主）羽島養老線沿線に立地する大型商業施設周辺区域を、地域消費の中心と位置づけ、周辺環境と調和した沿道サービス施設の集積を図る。

役場等公共公益施設が集積する町中心部の区域を、行政・福祉・レクリエーション等の一体的・計画的な機能配置を推進する地区として位置づける。

（三）工業系

誘致企業のほか、小規模な事業所については継続して現在の立地を許容し、（主）羽島養老線の東部沿線については企業誘致を推進する。

都市施設の整備に関する方針

交流ゾーン	揖斐川周辺	水と緑と人の交流拠点づくり
農村集落ゾーン	田園地帯	田園風景・良好な緑を有する農地と調和した集落環境づくり
工業ゾーン	既存立地地区、（主）羽島養老線の東部沿線	活力ある産業の振興

(一) 交通施設

周辺市町及び本区域内の各集落・地域の連絡性を強化し、長期的な将来土地利用方針等に整合した幹線道路網の形成を図る。

本区域内の道路の多くに歩道が設置されていないため、歩行者・車いす利用者が安心かつ快適に移動できる歩行者系ネットワークの確立を推進する。

本区域の唯一の公共交通機関であるバスは、利用者が減少傾向にあるものの、住民の身近な交通を確保するため、幹線道路網の整備にあわせ、高齢化社会に対応した公共交通サービスの充実に努める。

(二) 下水道及び河川

快適な居住環境を確保するため、特定環境保全公共下水道事業により、管渠や終末処理場の整備を進め、公共下水道区域外においても合併処理浄化槽の設置を図り、農業施策との整合性を保ちながら生活環境の改善・水質の保全に努める。

揖斐・長良の二大河川及び大樽川に囲まれる本区域では、今後も引き続き、河川改修を計画的に進めるとともに、住民が身近に自然・水辺にふれあうことができる空間としての整備を図る。

3 市街地開発事業に関する方針

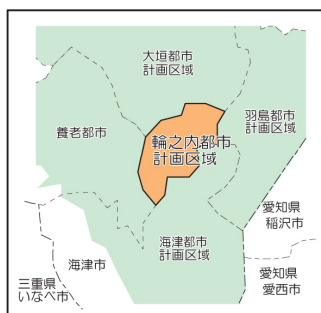
大幅な人口の増加が見込まれないため土地区画整理事業などを実施する必要はないが、主要な道路沿いについては、個別店舗の立地する可能性があるため、必要に応じて周辺環境に配慮した計画的な開発を行うよう誘導する。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

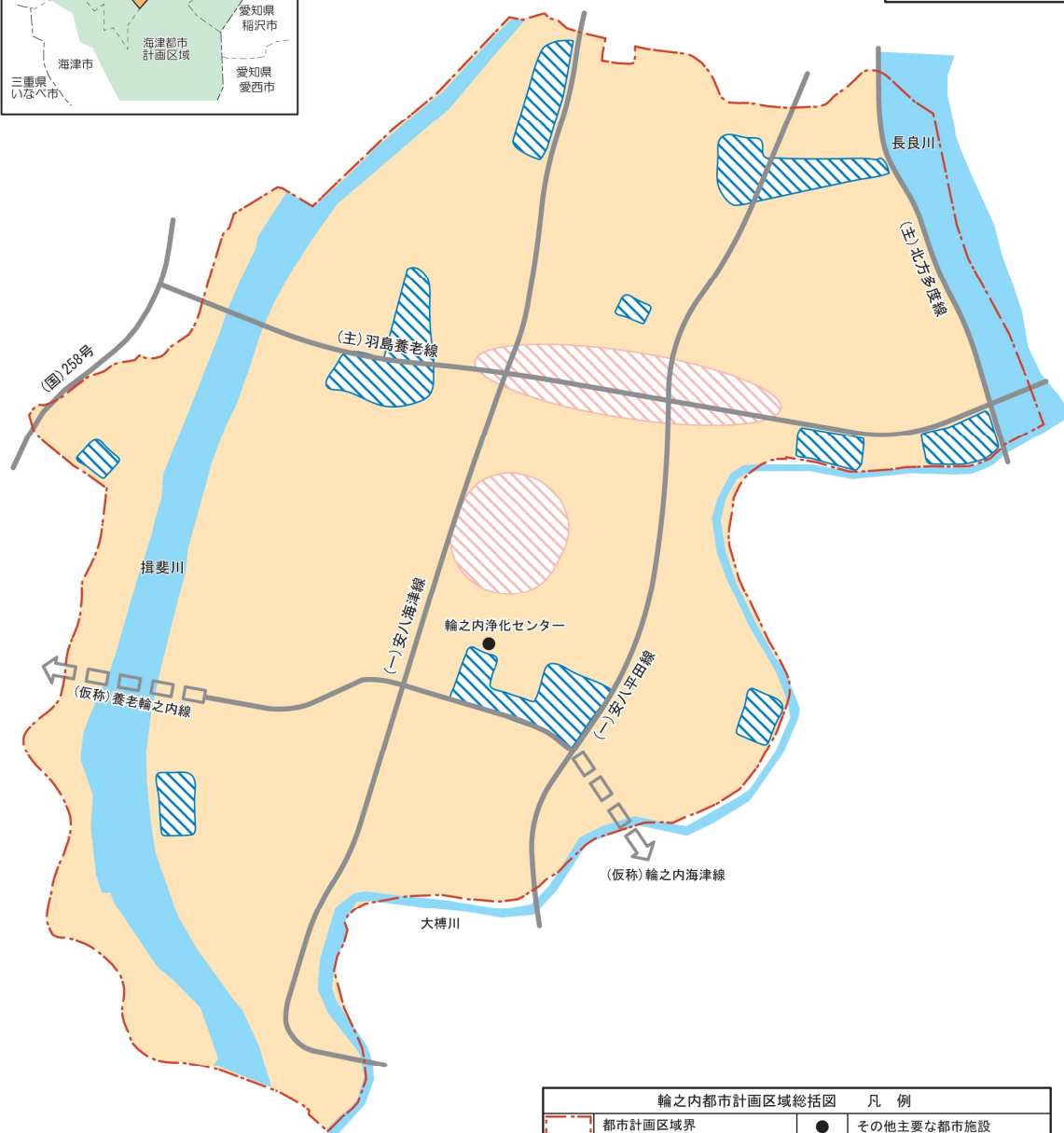
(一) 自然とのふれあいの場の創出、健康の増進や交流の促進、災害避難地の確保を目指す。住民が日常の中で身近に活用できる集落公園等の整備を検討する。

(二) 輪中提に残存するまとまった緑地や大樽川周辺の親水公園について、良好な自然環境を有する都市緑地としての指定を検討し、自然環境の保全・改善に努めるほか、住民の身近な公園となる集落公園、その他の既存の公園を拡大・整備を行う場合には、道路等農村集落の基盤整備とあわせ緑地としての整備を目指す。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。



輪之内都市計画区域 総括図



輪之内都市計画区域総括図 凡 例	
	都市計画区域界
	● その他主要な都市施設
	主要な道路
	主要な道路(構想)
	商業系
	工業系
	その他(農地、集落他)
	主要な河川

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合には立地可能です。

別記二

公述申出書

平成 22 年 8 月 4 日付けで岐阜県公報に登載された輸之内都市計画区域ス
タープランの都市計画変更案（素案）について、次のとおり意見を述べたいの
で申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所 TEL

（ふりがな）

氏 名 印

意見の要旨及びその理由

- （注） 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年八月四日発行

発行所者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一ー

ブイ・アール・テクノセンター